

平成23年度事業計画

1 運営方針

交通事故防止を目的とした安全な交通安全用品（非金属製及びケーブル式タイヤチェーン）の検査検定の充実に努めるとともに、その安全性について広く国民に普及を行っていく。また、昨年度から実施している、滑り止め装置についてのイタリア提案欧州統一基準（案）について、一定の結果が出たことから、今年度は認定試験時に必要事項について引き続き実施することとしている。

公益法人改革に伴い、一般財団法人への移行方針を決定したことから、平成23年度中の移行を目指しての諸準備を推進する。

近年の暖冬傾向や経済不況等によるタイヤチェーンの販売減少が続いていることから、協会の財政状況が厳しいことを踏まえ、一層の業務の効率化を進め、経費の節減に努める。

2 各行事予定

(1) 理事会の開催

ア 第1回理事会（平成23年5月下旬ころ）

イ 第2回理事会（平成24年3月中旬ころ）

(2) 評議員会の開催

第1回評議員会（平成23年5月下旬ころ）

(3) 認定委員会の開催

ア 第1回認定委員会（平成23年11月中旬ころ）

イ 第2回認定委員会（平成24年3月中旬ころ）

(4) 各委員会

随時開催の予定

3 公益法人改革に伴う移行作業の推進

一般財団法人への移行を協会として決定したことから、平成23年度前期に移行申請すべき諸準備を推進することとする。

4 事業計画

(1) タイヤ滑り止め装置の認定

ア 10月末日を申請締め切りとし、新規申請者及び10年を経過した認定品の更新試験受験者に対し、事前指導等の実施を行う。

イ 認定試験の実施

(ア) 本州地区 ～ 平成24年1月下旬に実施する。

(イ) 北海道地区 ～ 平成24年2月上旬に実施する。

ウ 認定の証明

(ア) 認定委員会による認定試験成績の判定及び理事会の承認

(イ) 認定製品本体に認定番号を記載した「認定票」を付けさせる。

- (ウ) 合格品に対し、認定証の発行及び認定品の包装容器外側に認定シールを貼付させる。
- エ 認定委員会を11月及び平成24年3月に実施し、認定試験基準等の検討及び実施要領等について審議するとともに、合否の判定を行う。
- (2) 認定品の更新及び取消し
 - ア 認定有効期間（2年間）を経過する認定品について、メーカーの届け出による更新事務の推進
 - イ 認定取消し
 - (ア) メーカーが認定品の製造廃止を届け出た場合の取消し事務の推進
 - (イ) 長期間製造しない場合の取消し処分事務の推進
- (3) 認定品の普及等広報活動の推進
 - ア 平成21年度の新規認定品、認定取消し及び既認定品の一部仕様変更等を整理し、「認定製品一覧表」を発行し、冬期の交通指導関係者及び道路管理者等に対し、認定製品の性能等について周知徹底を図ることとする。
 - イ 認定品について、次の特性を機会あるごとに広報し、運転者等への認識を深めていく。
 - (ア) 金属チェーンに比較して、耐久性が特段に良いこと及び道路損傷の度合いが少ないこと。
 - (イ) 全国の高速道路の本線、ジャンクション及びIC等において凍結、降雪時に余裕を持って走行できること。
 - (ウ) 高速道路の降雪時等の制限速度50km/hに対応する速度性能を保有し、都市部における使用や高速道路における使用には、特に適していること。
 - ウ 高速道路（株）等が実施する交通安全運動に協力し、冬期における滑り止め装置の有効性・必要性について啓蒙を行い、認定品の普及及び凍結・積雪路の交通安全を推進する。
- (4) 海外認定基準等の調査研究
 - イタリア提案の欧州統一基準案について、平成22年度から2年間実施し、一定の成果を見たことから、今後、認定試験時に合わせて必要事項について調査研究を続けることとする。又、欧州の統一の動きを把握するとともに、その他の海外チェーン認定基準及び実施方法について、さらに調査研究を続け、日本における道路、降雪、雪質等の特性を踏まえた審査基準について、調査研究を続けていくこととしている。
- (5) 新規認定対象品の調査研究
 - 新規事業の対象となる自動車用品について、資料の収集、調査研究を行うとともに、金属チェーンに対する認定事業について検討することとする。